

「水素社会モデル構築高度化技術開発・実証事業」 の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお、J グランツの使用に当たっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は2週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続を行ってください。G ビズ ID がないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026年3月19日（木）～ 2026年4月22日（水）正午まで

【提出先及び提出方法】

以下のJ グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WI200000CDXpBMAX?wfid=a0XJ2000006hWQYMA2>

【留意事項】

- ※ J グランツ上の申請は提出期限を厳守してください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。
- ※ 他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。
- ※ 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目 次 ■■■

1. 事業内容及び公募対象	1
(1) 事業内容	1
(2) 公募対象	2
2. 応募要件及び実施要件	3
(1) 応募要件	3
(2) 実施要件	3
3. 応募方法	4
(1) 提出期限及び提出方法	4
(2) 提出書類	6
4. 採択先の選定	6
(1) 審査の方法	6
(2) 審査基準	6
(3) 採択先の公表及び通知	7
(4) 選定スケジュール	7
5. 公募説明会の開催	8
6. 事前相談の受付	8
7. その他重要事項・留意事項	8
8. 問合せ先	8
9. その他	9
10. 掲載資料	9
【別紙】その他重要事項・留意事項	10
◆ 応募に当たっての留意事項	10
(1) 提出書類の留意事項	10
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	10
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	10
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	12
(5) EBPMに関する取組への協力について	12
(6) 提出書類の情報の取扱い	12
◆ 事業運営及び実施に係る各種手続	13
(1) 事業運営	13
(2) 採択後の各種事務手続	13
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	14
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	14
(5) 追跡調査・評価	15
◆ 法令遵守、研究不正への対応	15
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏えいへの対処）	15
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	16
(3) 研究不正への対応	17

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度から2030年度まで「水素社会モデル構築高度化技術開発・実証事業」を実施する予定です。本事業に応募する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業や公募の内容等が変更されることがあります。

1. 事業内容及び公募対象

(1) 事業内容

水素は、2050年カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーです。

将来の自立した水素社会実現に向けて、NEDOでは、2021年度から2025年度にかけて、水素社会構築技術開発事業のうち、「地域水素利活用技術開発」(研究開発項目Ⅲ)において、水素の利活用拡大のみならず、新たな地域産業創出等に資するものとして、産業等の様々な分野において水素を地域で統合的に利活用する技術を確立することを目指し、産業や地域の特性に応じた、多種多様なモデルの調査及び技術開発を実施しました。当該事業では、様々な水素利活用が創出されましたが、現段階では経済性の確保に見通しが立てられない事業が少なくありません。

一方、現在政府では、水素サプライチェーン構築に関する支援策として、価格差に着目した支援や拠点整備支援などを実施していますが、規模において支援の対象とならない場合もあります。水素社会実現に向けて、より水素普及の拡大の加速を図る上では、産業や地域特性に応じた技術開発と需要側（水素利活用先）とを組み合わせた実証は重要であり、引き続き、これまでの経験を踏まえて、規模にとらわれず、経済性の確保などを重視しつつ、これらを支援する必要があります。そのため本事業では、水素社会実現に向けて、水素需要の創出や事業化につながる地域水素利活用モデルの構築を目指します。

モデル構築に当たり、規模にはとらわれず、2035年頃までの事業の成立を意識し、水素供給コストの低減、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に至るまでのプロセスの効率化や課題解決、水素関連分野の事業化の確度を高めるなどのための技術開発と需要側も一体となった実証に取り組むこととし、そのための調査及び技術開発・実証を支援します。

本事業は、以下の「①調査フェーズ」と「②技術開発・実証フェーズ」の2つのフェーズで構成し、フェーズの移行時にはステージゲートを設けます。

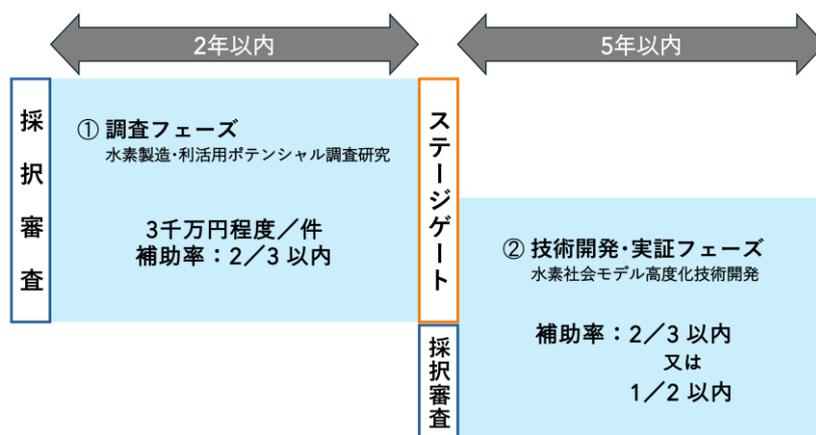
併せて「基本計画」を参照してください。

① 調査フェーズ（水素製造・利活用ポテンシャル調査研究）【補助事業】

再エネ等の地域資源を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用に係る各設備や、それをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、地域特性に応じて様々な需給を組み合わせた一定地域でのサプライチェーンのモデルについて、将来の事業性、経済性等の検証や、機器開発等につながる定量的なデータ取得などの調査・研究を行います。

② 技術開発・実証フェーズ（水素社会モデル高度化技術開発）【補助事業】

再エネ等の地域資源を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各分野において、機器・設備の効率化、低コスト化、大規模化等のための技術開発や、事業性、経済性を確保するための工夫等を行い、地域特性などに応じた様々な水素の需給とそれらを組み合わせることで、より社会実装に近いレベルで、事業成立性を確保できる一定地域でのサプライチェーンのモデル構築に向けた技術開発・実証を行います。



本事業の構成

(2) 公募対象

本公募の対象、予算規模・負担率及び事業期間は以下のとおりです。

対 象	事業規模・負担率	事業期間
① 調査フェーズ 水素製造・利活用ポテンシャル 調査研究 (補助)	1件当たり3千万円以内 負担率：NEDO負担 2/3 事業者負担 1/3	2年以内
② 技術開発・実証フェーズ 水素社会モデル高度化技術開発 (補助)	2026年度の全体予算：39.5億円（①調査フェーズを含む。） 負担率： ① NEDO負担 2/3 又は ② NEDO負担 1/2 事業者負担 1/3 又は 事業者負担 1/2	3年程度 最長5年

【留意事項】

「②技術開発・実証フェーズ」への応募に当たって

- 本制度の2026年度での全体予算は39.5億円です。「②技術開発・実証フェーズ」において、個別の研究開発テーマの予算規模は提案内容次第のため、上限等は設けませんが、各提案での予算の必要性は厳格に審査します。また、採択審査の結果又は国の予算の変更等により、提案額から減額することを条件に付して採択候補とすることがあります。

(補助率について)

- 以下の事業区分に応じて設定します。

(ア) 地域等での水素等供給から利活用までを想定したモデル構築に関する実証	2/3以内
(イ) 水素等を活用した、工場等のCN化に関してユーザーとともに行う実証	2/3以内
(ウ) 水素等による脱炭素化ニーズに対応するため、メーカーによる機器やシステムの技術開発に関する自社工場等での実証	1/2以内

※ 上記を基本としますが、事業実施の際の補助率は、提案内容等を総合的に勘案し、採択審査委員会と協議の上、NEDOが決定します。

- 「②技術開発・実証フェーズ」において、3年を超える事業は、原則2年目にステージゲート審査を実施し、継続の可否の判断を行う予定です。

- 「②技術開発・実証フェーズ」には、原則「①調査フェーズ」を実施した後でなければ応募できません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - (A) 「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発（イ）水素製造・利活用ポテンシャル調査」において調査したテーマについて技術開発・実証を提案する場合
 - (B) 「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発（ロ）地域モデル構築技術開発」において実施したテーマの発展的な技術開発・実証を提案する場合
 - (C) その他同様の事業*を実施した実績がある場合
 - * その他同様の事業とは、水素・アンモニアに関する NEDO 事業（上記（A）及び（B）の事業を除く）、その他他府省等における類似の事業又は単独若しくは複数者と連携して実施した検討や検証、計画策定など「①調査フェーズ」を実施した場合と同等の成果を得ていると考えられる取組を想定しています。また、本事業と同等の調査が行われたこと又は基本的な技術開発が終了していること等を前提とします。
- なお、提案と同一の内容を現在実施中の場合は応募できません。また、「不合理な重複」又は「過度な集中」が認められる場合は本要領のとおりに取り扱います。
- (P.10～P.12「【別紙】その他の重要事項・留意事項◆応募に当たっての留意事項(3)」参照)

2. 応募要件及び実施要件

(1) 応募要件

補助事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で補助を希望する、企業・大学等であることが必要です。ただし、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- (i) 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
 - (ii) 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
 - (iii) 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
 - (iv) 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
 - (v) 当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
 - (vi) 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。
- なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

(2) 実施要件

本事業は、採択後、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施に当たっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参 考】 補助事業の手続：交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

補助事業の手続：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。

なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 4 月 22 日（水）正午まで

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXpBMAX?wfid=a0XJ2000006hWQYMA2>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用に当たっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続を行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請に当たっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参 考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出に当たっての留意事項】

- 提出書類は日本語で作成してください。
- 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- J グランツ上の申請は、提出期限を厳守してください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。

- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可でJ グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までにJ グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。
なお、アップロードするファイル(PDF、zip 等)にはパスワードは付けないでください。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると NEDO が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

■ 入力項目

- ① 代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ② 提案の概要（300 文字以内）
- ③ 提案内容、手法のポイント（600 文字以内）
- ④ 責任者名（所属部署・職名含む）（主任研究者を法人ごとに列記。）
- ⑤ 利害関係者（※）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査に当たり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題のない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載してください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇
 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
 〇〇研究所〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は掲載資料をご参照ください。

提出書類
提出書類のチェックリスト
別添1： 提案書
別添2： 主任研究者研究経歴書
別添3： 提案者情報
別添4： ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
別添5： 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
別添6： 事業概要図
直近の事業報告書
直近3年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位）（※）

【留意事項】

- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出してください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添3：提案者情報」中に明記する形でも可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ提出してください。
- (※) 委託先・共同研究先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・交付審査委員会の二段階で審査します。契約・交付審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。

なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 事業の適合性
(本事業の目的・目標に適合しているか 等)
- ii. 開発の優位性
(開発内容に新規性・優位性等があるか 等)

- iii. 計画の妥当性
(達成目標が明確で、企業化を見据えた効率的・効果的な開発スケジュールか 等)
- iv. 企業化計画
(事業化のターゲットが明確で、企業化計画が具体的かつ実行性があるか、産業創出効果や売上見通しに実現性があるか 等)
- v. 実施体制・能力
(役割分担が明確で効率的な体制か、必要な人員・設備・支援体制や関連分野の開発実績を有するか 等)
- vi. 提案の経済性
(予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか、他事業との重複なく妥当な予算規模か 等)
- vii. 総合評価

なお、採択審査に当たり、以下の要素で加点を行います。

- 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。
- 賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
- 中堅・中小・ベンチャー企業が直接補助先であり、研究開発遂行や実用化・事業化に当たっての重要な役割を担っている場合に加点します。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名(補助事業の場合は委託先・共同研究先含む)、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公表します。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって、条件(予算や体制の変更、経費の支払方法等)を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

- 2026年4月22日 : 公募締切
- 2026年6月中旬(予定) : 採択審査委員会(外部有識者による審査)
- 2026年6月下旬(予定) : 契約・交付審査委員会
- 2026年7月上旬(予定) : 採択先決定
- 2026年7月中旬(予定) : ウェブサイトに公表
- 2026年8月中旬(予定) : 交付決定

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続及び留意事項等について説明をしますので、公募を予定される方は可能な限り出席してください。

なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026年3月26日（木）14時00分～15時00分

開催形式：オンライン（Teams ウェビナー方式）

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから2026年3月25日（水）17時までにお申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

<https://events.teams.microsoft.com/event/c8ab8cb7-53dc-487d-903b-3fc7208d8d4f@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

6. 事前相談の受付

本公募への提案を検討されている方向けに、提案内容の公募趣旨・内容への適合性や提案に当たっての疑問点・不明点等について、事前相談を受け付けます。

事前相談をご希望の方は、以下の申込期間中にお申し込みください。

なお、事前相談の申込は先着順とさせていただきます。申込が多数となった場合や申込が殺到した場合などは事前相談をお受けできない場合もございますので、余裕を持って早めにお申し込みください。

申込期間：2026年3月23日（月）～2026年3月31日（火）15時00分まで

申込方法：掲載資料の「事前相談申込書フォーマット」に必要事項を記入の上、申込期間内に以下の宛先まで添付ファイルにて提出ください。日時や会議用 URL 等は、NEDO 担当者から別途ご連絡します。

提出先：hydrogen_valley@ml.nedo.go.jp

【事前相談の実施要領】

対応期間：2026年4月3日（金）、6日（月）、7日（火）

いずれの日も10時から16時まで

実施形式：オンライン（Teams 形式）

相談時間：1件当たり30分（1事業者1回まで）

※ 複数事業者のいる共同提案の場合も事前相談は1回までとさせていただきます。

留意事項：事前相談の際には、「事前相談申込書フォーマット」に記載された留意事項を遵守いただきますので、必ず事前にご確認ください。

7. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続など、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募に当たっては必ず事前にご一読ください。

8. 問合せ先

本公募の内容に関する質問等は説明会又は事前相談で受け付けます。その他でのお問合せは、2026年3月27日（金）から2026年4月13日（月）の間に限り、以下の問合せ先

の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部 地域モデルチーム（堀口、島村、松村、岸、浅野）

E-mail : hydrogen_valley@ml.nedo.go.jp

9. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けています。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。

なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

10. 掲載資料

- 基本計画
- 公募要領
- 提出書類のチェックリスト
- 別添 1：提案書
- 別添 2：主任研究者研究経歴書
- 別添 3：提案者情報
- 別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 別添 5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
- 別添 6：事業概要図
- 様式 1：研究体制表
- 様式 2：積算用総括表
- 事前相談申込書フォーマット

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆ 応募に当たっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

① 研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参 考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問合せに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参 考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取消し又は減額することがあります。

(注 1)

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究

究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であ

ると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。

なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又は NEDO から照会を行うことがあります。

【参 考】 競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施に当たっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対してわかりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参 考】 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募に当たっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆ 事業運営及び実施に係る各種手続

(1) 事業運営

① 全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

② 知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参 考】 NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて
https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続

① NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続については、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請又は利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参 考】 NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約
<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>
G ビズ ID ホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

② 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用に当たっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続に日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続を行うなど、余裕をもって登録手続を行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力に当たっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続について」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参 考】 NEDO 事業における e-Rad の手続について

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③ 資産の取扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

④ 企業化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあっては、補助事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。企業化状況報告書の提出は交付に当たっての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

また、補助事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等によりNEDOに報告することになります。

【参 考】 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参 考】 第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参 考】 追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆ 法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏えいへの対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。

なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで

未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

（２）特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。
これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参 考】 特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。

なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

② 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト : https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html